

令和7年度 デジタル里山アドベンチャー事業委託仕様書

1 委託業務名

令和7年度 デジタル里山アドベンチャー事業業務委託

2 業務の目的

茨城県県北地域（※1）のうち山間部（※2）を中心に、アニメーションや漫画、ゲーム、V Tuberなどのコンテンツ（以下、「アニメ等コンテンツ」という）と連携し、J R水郡線沿線地域の周遊の仕組みを構築することで、ファミリー層・若年層の誘客促進と観光消費額の増加を図るとともに、事業終了後も地域を訪れたくなるような魅力を来訪者に伝えることを目的とする。

（※1）県北地域：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市及び大子町

（※2）山間部：常陸太田市、常陸大宮市及び大子町

3 業務の内容

（1）周遊イベントの実施

ア アニメ等コンテンツとの連携

- ・ 山間部の地域資源や景観を活かして、アニメ等コンテンツと連携をし、主にファミリー層及び若年層（10～30代前半）をターゲットとした、県北地域に来訪したくなるような魅力あるまちなか等周遊イベントを実施すること。

イ アニメ等コンテンツの選定

- ・ 山間部の地域資源や景観と親和性の高いストーリーや世界観など、山間部の魅力を伝えるのに適したアニメ等コンテンツを1作品選定すること。
- ・ 選定に当たっては、主なターゲットであるファミリー層及び若年層からの認知度が高い、または事業実施時期に向けて認知度が高くなると予想される作品であることが望ましいこと。
- ・ 上記に加え、インバウンド層への認知度も高く、または事業実施時期に向けて認知度が高くなると予想される作品であることが望ましいこと。
- ・ ライセンス使用料については、委託料の範囲に含めること。
- ・ 選定したアニメ等コンテンツについては、受託者が権利者と使用許諾等の契約を交わすこと。
- ・ また、3（3）に記載する水郡線利用促進事業に係る使用許諾等の契約については、別途水郡線利用促進事業受託者との使用許諾が発生することになるため、事前に権利者と契約に関する相談を実施しておくこと。なおその手法については、デジタル里山アドベンチャー事業受託者と水郡線利用促進事業受託者、権利者の三者で使用許諾等の契約を結ぶことや、デジタル里山アドベンチャー事業受託者と権利者で使用許諾等の契約を結んだうえで別途水郡線利用促進事業受託者と使用許諾等の契約を結ぶなど、受託者に一任する。

ウ デジタル技術の活用

- ・ 周遊イベントの実施に当たっては、スマートフォン向けのアプリケーションや二次元コードを活用したフォトフレーム等、デジタル技術を用いて、来訪者が地域を周遊する動機付けとなるような仕組みを取り入れること。
- ・ 周遊イベントに用いるデジタル技術については、委託決定後に県との協議を踏まえた上で最終決定すること。

エ 周遊イベントの企画

- ・ 周遊エリアは、県北地域のうち山間部を中心に、JR 水郡線沿線地域等に設定すること。
- ・ 周遊イベントの企画にあたっては地域の飲食店、商店、体験施設（以下、「協力事業者」という）などと連携し、観光消費の拡大に繋がるとともに、事業終了後も地域を訪れたいくなるような魅力を来訪者に伝えることができるようイベントを実施すること。
- ・ 協力事業者数の最大化に努めつつ、常陸太田市、常陸大宮市及び大子町において各5か所以上の協力事業者を確保し、各市町でなるべく均等の数となるようにすること。
- ・ イベントの周遊性を高めるために、周遊のきっかけとなる仕掛けづくりを行うこと。
(例) アニメ等コンテンツの世界観を活かしたストーリーやキャラクターの設定、スタンプラリーや謎解きイベント等を用いた周遊イベントの実施、キャラクターパネルの設置、訪れた協力事業者の数に応じた景品の設定など。
- ・ 周遊イベントの企画については、委託決定後に県や市町、協力事業者との協議を踏まえた上で最終決定すること。

オ 実施時期

- ・ 周遊イベントの実施時期は、観光閑散期を含む1か月以上を基本とすること。
- ・ 山間部で実施される集客・観光イベントや山間部を含む周辺地域で実施される観光キャンペーンとの連携やタイアップを図るなど、相乗効果を生み出せる実施スケジュールで実施すること。
- ・ 周遊イベントの実施時期については、委託決定後に県や市町、協力事業者との協議を踏まえた上で最終決定すること。

カ 周遊イベントのプロモーション

- ・ イベントの実施にあたっては、SNS の活用やアニメ等コンテンツの権利者との連携を図るなど、ターゲット層への周知を図る上で効果的な方法により、コンテンツのファンだけでなく広くイベント参加者の確保に努めること。
- ・ 協力事業者の実施内容や営業時間などの情報について、適切な事前プロモーションや期間中の周知を行うこと。
- ・ 地域の機運醸成やイベントの実施についての周知を図るために、チラシやポスター等、配付掲示物の印刷を実施すること。なお印刷数量については、委託決定後

に県や市町、協力事業者との協議を踏まえた上で最終決定すること。

- ・ 制作した周遊イベントの告知等のプロモーションは委託者が保有するオウンドメディア（ウェブ、SNS 等）のほか、プロモーションに効果的と思われるメディアを通じて発信を行うこと。
- ・ 3（3）に記載する水郡線利用促進事業とも連携を行い、効果的なイベントプロモーションに努めること。

キ 周遊イベントの事業効果検証

- ・ 電子アンケートを活用することなどにより、イベント参加人数や属性等の定期的な把握に努めること。
- ・ 本事業の実施による誘客効果や地域での観光消費額等について KPI を設定し、事業の効果測定及び検証を行うこと。なお、KPI の設定については、委託決定後に県との協議を踏まえた上で最終決定すること。

ク その他

- ・ 周遊イベントの参加者から一定の費用を徴収することは妨げない。ただし、その徴収金額は、委託決定後に県との協議を踏まえた上で最終決定すること。
- ・ ターゲット層の交通事情を踏まえ、3（3）に記載する J R 水郡線のみならずタクシーや路線バスなど各種地域交通との連携を検討すること。

（2）周遊イベントの効果を高める企画の実施

（1）の実施に際し、周遊と誘客、観光消費額増加の効果を高める次の企画を協力事業者と連携して、イベントの中で実施すること。

ア アニメ等コンテンツを用いた飲食物やお土産の販売を各市町 2 か所以上で実施
（例）J R 水郡線駅周辺の飲食店でコラボフードを販売し特典としてオリジナルノベルティを配布

イ アニメ等コンテンツを用いた特別宿泊プランの造成をイベント全体で 1 施設以上実施
（例）室内にキャラクターパネルの設置やオリジナルノベルティが付属した宿泊プランを期間中に販売

ウ 周遊イベントと連携した観光ツアーを期間中に実施
（例）J R 水郡線や貸切バスを活用した協力事業者を巡るツアーの実施や、協力事業者のほか周辺の観光スポット（袋田の滝、竜神大吊り橋など）を巡るバスツアーの実施

- ・ アニメ等コンテンツを用いた飲食物やお土産の販売等、地域事業者の直接収入に繋がる企画を実施する際、当該企画のアニメ等コンテンツ使用に係る個別ライセンス使用料は受託者が地域事業者より徴収して、権利者に納めることを基本とすること。ただし、委託料に含まれるライセンス使用料の権利範囲内で実施できる企画については、その限りでない。
- ・ 周遊イベントの効果を高める企画の実施にあたっては、委託決定後に県や市町、

協力事業者との協議を踏まえた上で最終決定すること。

（３）水郡線利用促進事業との連携

- ・ 本事業は茨城県交通政策課の実施する水郡線利用促進事業と一体のものとしてイベントを実施することとし、その実施にあたっては県交通政策課と水郡線利用促進事業の受託者と連携を図ること。
- ・ なお、水郡線利用促進事業の実施内容は次のとおりとし、その実施に係る経費やライセンス使用料については水郡線利用促進事業の受託者が支払う。ただし、デジタル里山アドベンチャー事業の委託料に含まれるライセンス使用料の権利範囲内で実施できるものについては、その限りでない。

（水郡線利用促進事業の実施内容）

ア JR水郡線車両の車内外ラッピングと運行

イ JR水郡線駅構内や車両内でのオリジナル音声案内

ウ その他、アニメ等コンテンツを活用してJR水郡線の利用促進に寄与できること

- ・ 水郡線のラッピング車両等の運行期間については、JRとの協議を踏まえた上で、最終決定することとする。

※ 県交通政策課と水郡線利用促進事業の受託者間の契約内容により、３（３）に記載の実施内容が変更となる場合がある。

（４）安全管理

（１）（２）（３）のイベントを実施するに当たっては、受託者は参加者及び関係者の安全確保に努めること。

4 受託者独自企画の実施について

３の業務に付随して、受託者が自社の経費でアニメ等コンテンツを用いた独自の企画を実施することは妨げない。ただし、その実施にあたっては事前に委託者と内容を調整した上で、実施すること。

なお、受託者が独自で実施する企画について、委託者は一切の責任を負わない。

（例）選定したアニメ等コンテンツの有料作品上映会 等

5 秘密保持

本委託業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、「茨城県個人情報保護条例」を準用するとともに、個人情報保護に関する法令を遵守すること。

6 著作権の取扱い

- （１）本業務実施によるアニメ等コンテンツの文章、画像、音声その他一切の著作権元が所有する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第27条及び第28条に定める

権利を含む。)の利用については、周遊イベント期間中(周遊イベントの事前周知期間を含む。)に限り委託者がその利用をできるものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ著作権元の承諾を得た上で委託者と協議し決定しなければならない。

- (2) (1)に記載する事項を除く、本業務実施による文章、画像、音声その他一切の著作権(著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)については、委託者が保有するものとし、受託者が複写、複製その他の方法により他の利用に供する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 本業務の成果物は、映像・画像・音楽等の著作権・肖像権上の問題が発生しないよう、著作権等の許諾が必要な場合の手続きを済ませた上で納品すること。
- (4) 受託者は、成果物にかかる著作者人格権を有する場合においても、これを行使しないものとする。

7 業務実施上の留意点

- (1) 受託者は、すべての工程にわたり、適宜、委託者、県北地域山間部3市町(常陸太田市、常陸大宮市及び大子町)を中心とする県北地域自治体、関係事業者等と連携を図り、情報共有しながら業務の運営にあたること。
- (2) 受託者は、履行期限内に円滑に業務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な業務推進のため、契約後速やかに工程表(様式任意)を作成し、委託者の確認を受けること。
- (3) 受託者は、(2)で作成した工程表と、実際の業務の進捗に齟齬が生じる場合は、委託者へ都度の報告・連絡・相談を行うこととし、十分に確認を行った上で調整を図ること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行に必要な情報を自主的に収集し報告するとともに、委託者に有用な提案を積極的に行うこと。

8 成果品等

受託者は業務完了後、委託業務完了報告書とともに、以下を委託者へ提出すること。

(1) 提出物

- ① 事業実施報告書 2部(A4)
- ② 上記①の電子媒体
- ③ その他、取組実施に当たり作成した資料等の電子媒体
紙媒体の成果物がある場合は、紙媒体 2部

(2) 提出期限

令和8年3月31日

(3) 提出先

茨城県政策企画部県北振興局

9 その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と綿密な連絡をとり、その指示に従うこと。
- (2) 当委託業務の契約に関する費用（印紙代を含む。）は、受託者の負担とすること。
- (3) この仕様書に定めのない事項または業務に疑義が生じた場合については、委託者と協議して定めるものとする。